

災害時における自転車シェアリングサービスの利用等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和3年9月30日付けで締結した文京区自転車シェアリング事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第21条第1項の規定に基づき、災害時における自転車シェアリングサービスの利用等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区の区域内（以下「区内」という。）で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、文京区地域防災計画に基づき甲が行う応急対策業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙は、次に掲げる事項について、甲に協力する。ただし、乙の自転車シェアリングサービスに係るシステムの障害等により、当該サービスの全部又は一部の機能の提供ができなくなった場合、安全な提供が難しいと乙が認めた場合その他当該事項の実施が難しいと乙が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業者専用 IC カードの貸与
- (2) 予備バッテリー、バッテリー鍵及び AC アダプタの貸与
- (3) 災害時における自転車シェアリングサービスの利用
- (4) その他甲乙が協議の上定めた事項

（貸与物品）

第3条 乙は、災害時に備え、乙指定の事業者専用 IC カード 10 枚、電動自転車の予備バッテリー1台、バッテリー鍵1個及び AC アダプタ 1 台を甲に貸与する。

- 2 甲は、前項の規定により貸与された事業者専用 IC カードのうち 1 枚を総務部防災課（以下「防災課」という。）において保管し、文京区立地域活動センター（以下「地域活動センター」という。）9所に防災課管理の下、各1枚を配備するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定により貸与された予備バッテリー、バッテリー鍵及び AC アダプタを防災課において保管するものとする。
- 4 甲は、この協定が有効期間の満了又は解除により終了したときは、第1項の規定により貸与された事業者専用 IC カード、予備バッテリー、バッテリー鍵及び AC アダプタ（以下「貸与物品」という。）を乙に返却する。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めたときは、第2条第3号又は第4号に掲げる事項について、書面により、乙に対し協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請することができる。

- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。
(費用負担)

第5条 この協定に基づく自転車シェアリングサービスの利用等に係る費用は、無償とする。ただし、甲の故意又は過失に起因する自転車その他の設備の故障等の修理及びメンテナンスに係る費用は、甲が負担するものとする。

(目的外利用の禁止)

第6条 甲は、貸与物品を応急対策業務以外の目的で使用しないものとする。ただし、甲乙協議の上、事前に乙の合意が取れた場合は、この限りでない。

2 甲が災害時における応急対策業務以外の目的で使用した場合は、甲乙協議の上、料金精算等の事後対応を行う。

(管理運営)

第7条 自転車シェアリングサービスの管理運営は、乙の責任において行う。

2 甲は、乙が行う自転車シェアリングサービスの管理運営に協力するものとする。

3 甲は、乙に対して、貸与物品保管状況報告書(別記様式)により毎年度貸与物品の保管状況を報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から基本協定書の有効期間満了の日までとする。ただし、基本協定書が更新された場合は、当該期間は、更新後の有効期間満了の日まで延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年10月20日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都港区虎ノ門三丁目8番8号

乙 株式会社ドコモ・バイクシェア

代表者 代表取締役社長 武岡 雅則